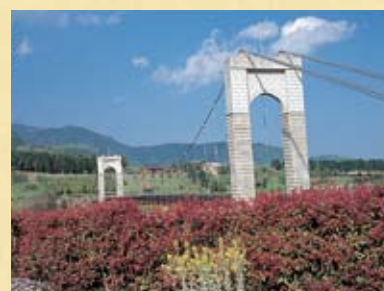


ふるさと秦野生活美観計画
生活美観ガイドライン



②公共施設整備・維持編



H A D A N O

第1部 秦野市の景観まちづくりと公共施設の景観配慮

1. 秦野市の良好な景観形成に関する方針

- 本市の景観資源は、「山並み景観」「里山・田園景観」「水辺景観」「歴史・文化の景観」「街の景観」の5つに大きく分類・整理できます。「秦野市景観形成基本計画」では、5つの景観類型別に基本方針を定めています。

- ア 山並み景観…丹沢山系の山並みや盆地の特性を活かした景観まちづくり
- イ 里山・田園景観…里山・田園を守り育てる景観まちづくり
- ウ 水辺景観…うらおいのある水辺空間を形成する景観まちづくり
- エ 歴史・文化の景観…培われた歴史・文化を伝え、活かす景観まちづくり
- オ 街の景観…地域の特徴を活かし、周辺環境と調和のとれた景観まちづくり



山並み景観
(葉の花台展望台)



里山・田園景観
(名古木の棚田)



水辺景観
(水無川緑地)



歴史・文化の景観
(矢倉沢往還)



街の景観
(渋沢駅北口)

2. 公共施設の景観配慮について

- 秦野市景観まちづくり条例第6条では、公共施設についての景観配慮の必要性を本市の責務として定めています。また、同条例第8条では、国・県等に対しても景観配慮を要請することを定めています。

参考 秦野市景観まちづくり条例 (抜粋)

(本市の責務)

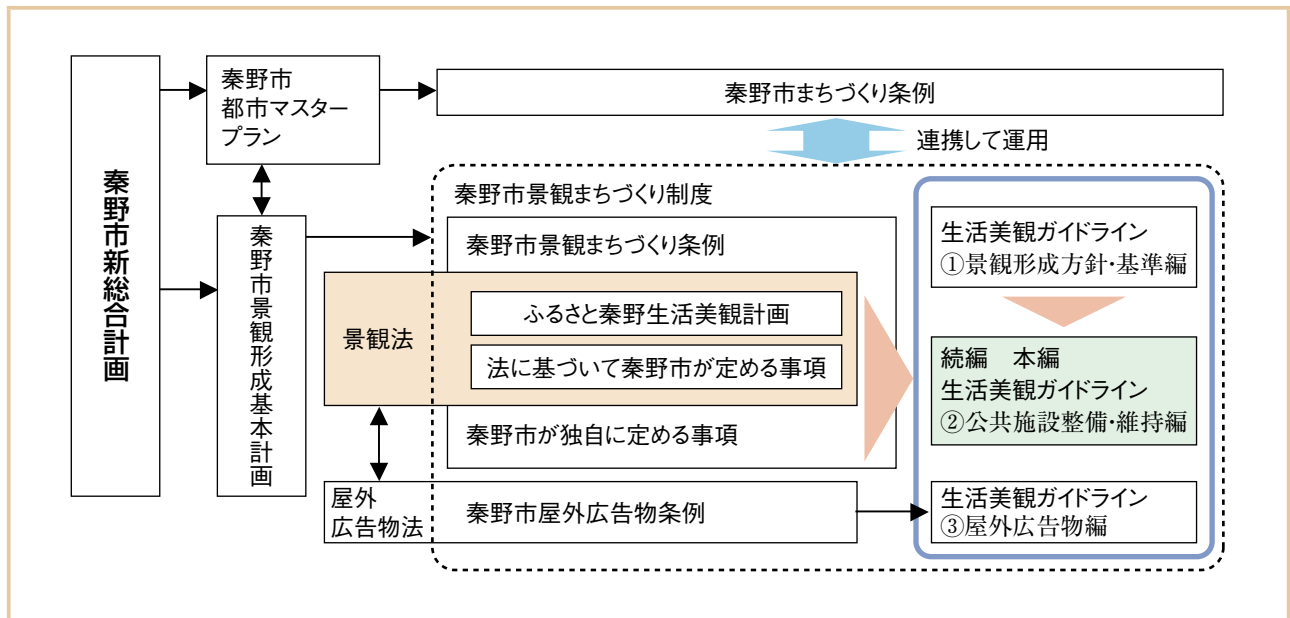
第6条 本市は、地域の個性を生かした景観まちづくりを推進するための施策を立案し、これを実施するものとし、市民及び事業者への普及及び啓発並びに自主的な景観まちづくり活動への支援を積極的に行うとともに、公共施設の整備及び管理活用に当たっては、景観まちづくりにおける先導的な役割を十分に認識し、積極的に取り組まなければならない。

(国等に対する要請)

第8条 市長は、必要があると認めるときは、国若しくは地方公共団体又はこれらが設置した団体に対して、景観まちづくりについて協力を要請するものとする。

- 公共施設は景観を先導（リード）する役割があります
公共空間は、都市空間の骨格であり、都市の景観イメージを創るうえで重要な要素です。また、市民や事業者の模範となるような先導的な配慮が必要不可欠です。
- 景観を考える「ヒント」として活用してください
本書は主に設計や整備の担当者が常に手元に置き、参照することを想定しています。さらに、維持管理や予算の担当部署などにおいても、事例写真等を参考に景観に配慮した公共施設に対するイメージを膨らませるツールとしての活用も期待しています。

3. 関連計画及び本書の位置づけ



4. 本書の構成と活用方法

- 本書「生活美観ガイドライン ②公共施設整備・維持編」は、秦野市が実施する事業をはじめ、国や県、他の公共団体の事業、また民間事業における公益施設の事業にあたり、すぐれた景観まちづくりに向けた方針や配慮すべき事項などを策定し、実行することを目的とします。
- 第2部の「配慮事項」は「概論」と「各論」で構成されています。
 - I 概論…企画・構想等の段階で配慮すべき事項を掲げています。
 - II 各論…公共施設の類型別に最低限配慮すべき事項を掲げています。他の法規制や予算等の制約がある中でも、景観に配慮した公共施設を整備することが求められます。

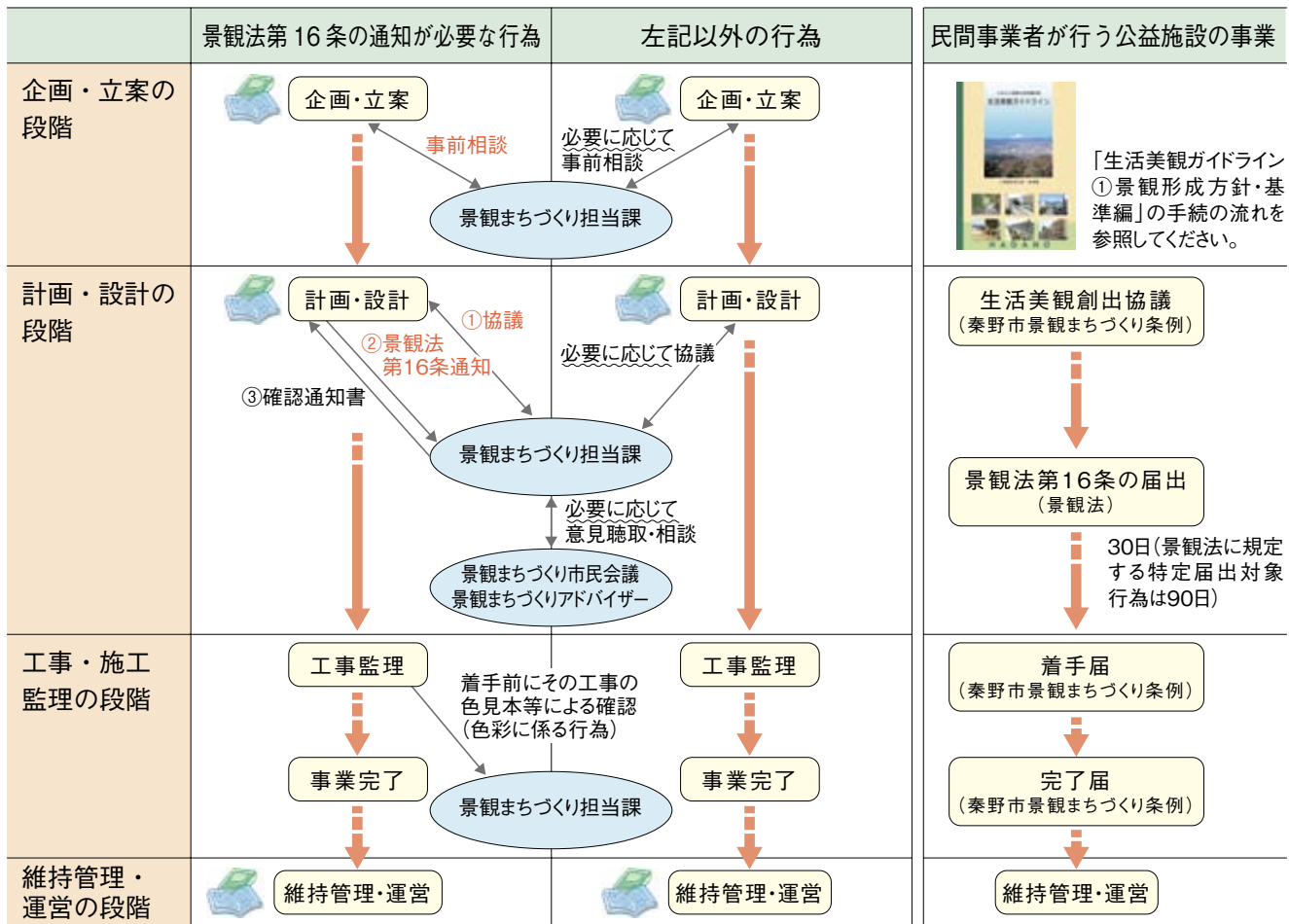
- 0 公共施設の分類と色彩基準…ガイドラインが対象とすべき公共施設の一例を示しました。
色彩に関する豆知識もまとめていますので、必ず目を通してください。
- 1 土木工事全般
 - 2 公園・緑地
 - 3 公共建築物
 - 4 工作物・安全施設
 - 5 公共サイン

* 各ページには、公共施設の整備に関する景観まちづくりの話題を掲載しています。是非一読して、「考えるヒント」として活用してください。

- 日常的な補修や修繕、公共空間から望見できない一部の使用者のための施設など、本書に掲げる事項が必ずしも当てはまらない事業もありますので、事業の規模や内容などに応じて本書を効果的に活用することが必要です。
- 技術的、専門的な設計技法等については、各種の技術マニュアル等を併せて活用する必要があります。

5. 推進フロー

本書は、「企画・立案」「計画・設計」「工事・施工監理」「維持管理・運営」の各段階で活用していただくものです。特に「計画・設計」の段階では、景観まちづくり担当課との協議や景観法第16条の通知が必要な場合もあり、事務手続の流れに忘れずに組み込む必要があります。



景観まちづくり市民会議と景観まちづくりアドバイザー

景観まちづくり市民会議は、秦野の景観をより良くしたいと願う公募市民を市長が委嘱しており、市民意見を聴取するときに活用できます。景観まちづくりアドバイザーは学識経験者です。景観まちづくり担当課を通して「都市計画・景観」「建築」「法律」「色彩」「植栽・造園」の各分野の専門家に相談することができます。



景観まちづくり市民会議

「必要に応じて協議」の「必要に応じて」ってどんなとき？

国、県、地方公共団体が行う「景観法第16条の通知が必要な行為」以外は、事前相談や協議は任意です。例えば、次のようなときが想定されます。

- ・このガイドラインの内容に沿わない行為を行おうとするとき
- ・その種類の公共施設を市内に初めて設けようとするとき
- ・「地域景観拠点」などに登録され、景観が特に市民に親しまれている場所の周辺での行為
- ・景観まちづくり市民会議、景観まちづくりアドバイザーへの意見を聞きたいとき

●景観法第 16 条の通知が必要な行為

対 象 行 為	規 模
建築物の新築・増築・改築・移転、 外観を変更する修繕・模様替、 色彩の変更	1 接する地盤面の最も低い位置からの高さが次の高さを超えるもの (1) 商業地域・工業専用地域…15 m (2) その他の地域…10 m 2 延べ面積が 1,000㎡を超えるもの
工作物の新設・増築・改築・移転、 外観を変更する修繕・模様替、 色彩の変更	1 高さが 6 m を超える煙突 2 高さが 15 m を超える木柱・鉄柱・RC 柱・鉄塔等 3 高さが 4 m を超える装飾塔・記念塔・モニュメント等 4 高さが 8 m を超える高架水槽・サイロ・物見塔等 5 観光施設、展望台などに設置するエレベーター、エスカレーター 6 コースター、ウォーターシュート、メリーゴーランド等の大型遊 戯施設 7 高さが 5 m を超える高架道路 8 幅員が 10 m 以上又は延長が 20 m 以上の橋梁等 9 高さが 3 m 以上の法面又は擁壁
その他	1 面積が 500㎡以上の開発行為 2 面積が 500㎡以上の土地の屋外における物品の集積又は貯蔵 (道路その他の公共空間から望見されるもの) 3 面積が 500㎡以上の土地における環境創出行為 (秦野市まちづくり条例) に伴う木竹の植栽又は伐採

⑨「色彩の変更」とは、行為時点における現状の色彩と色相・明度・彩度のいずれかを変更する場合を含む。

- これらは、景観法第 16 条の通知が必要な行為です。本市では、秦野市景観まちづくり条例に規定する「生活美観創出協議書」を提出し、景観まちづくり担当課との協議を行うことで通知を行ったものとみなします。(民間事業者の場合は、景観法第 16 条に基づく届出とそれに先立つ「生活美観創出協議」が必要です)

参考 景観法 (抜粋・一部改)

(届出及び勧告等)

第 16 条 景観計画区域内において、次に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ、景観行政団体の条例で定めるところにより、行為の種類、場所、設計又は施行方法、着手予定日その他条例で定める事項を景観行政団体の長に届け出なければならない。

- 5 前各項の規定にかかわらず、国の機関又は地方公共団体が行う行為については、第 1 項の届出をすることを要しない。この場合において、当該国の機関又は地方公共団体は、同項の届出を要する行為をしようとするときは、あらかじめ、景観行政団体の長にその旨を通知しなければならない。

地域景観拠点に係る行為の届出

秦野市景観まちづくり条例に基づく「地域景観拠点」に登録されている施設等の現状を変更しようとする場合(通常の管理行為等を除きます。)には、対象行為の規模にかかわらず、推進フローによる協議や通知とは別に「地域景観拠点に係る行為届出書」による届出が必要です。



地域景観拠点に登録されている
県立秦野戸川公園「風の吊り橋」

第2部 配慮事項

I 概論

概論では、公共施設等を整備するにあたっての基本的な計画を固める段階で、配慮すべき方針や検討する事項について整理しています。

① 景観特性をとらえ、まちとのつながりを考えます。

- 関連計画や関連事業との整合性を図ります。
 - ・ 関連計画、関連事業などを部署にかかわらず横断的に把握します。
- 計画地と周辺の景観特性を読み取ります。
 - ・ 地域の成り立ち、特徴的な景観資源（施設・眺望等）や景観要素（地形等）をとらえます。
 - ・ 秦野市景観まちづくり条例に定める「展望ポイント」「地域景観拠点」が周辺にある場合には、特に地域の景観特性に配慮します。
 - ＊ 「展望ポイント」「地域景観拠点」の箇所は、景観まちづくり担当課のホームページに掲載されています。
- まちの中での役割を考えます。
- 周辺からの見え方、周辺の見え方に配慮します。



秦野らしい景観の特徴の1つである「展望景観」



景観の重要な要素である水無川

② 市民が主役となる施設づくりを検討します。

- 市民の誰もが利用しやすい施設のあり方を検討します。
 - ・ 安心、安全なまちづくりに配慮します。
 - ・ 高齢者や障害者にも配慮したユニバーサルデザインを検討します。
- 市民がかかわることのできる方策を検討します。
 - ・ 市民を含めた維持管理や運営を検討します。
 - ・ 計画の段階からワークショップの実施などによる市民参加型の施設づくりを検討します。

③ 地域の環境との共生に配慮します。

- 緑や水を大切にし、自然環境を守ります。
 - ・ 丹沢の森林や里山・田園などの身近な緑、それによって育まれた水を大切にします。
 - ・ 景観への配慮だけでなく、機能的な自然環境の維持、保全や創出について、関係部署との調整を図ります。

④ 時間の移り変わりを意識します。

- 歴史・文化のある景観の継承に配慮します。
- 時刻・季節の移り変わりを意識します。
 - ・ 夜間景観についても配慮します。
- 時間の及ぼす変化（エージング）に配慮します。
 - ・ 年月の経過とともに味わいや深みを増すデザインや素材を検討します。
- 利用形態の変化に対応した施設管理のあり方を検討します。

⑤ 総合的・一体的な整備を検討します。

- 総合的・一体的な公共空間づくりを検討します。
 - ・ 周辺の施設との関係に配慮した空間の確保を検討します。
 - ・ 周辺を含めた総合的な公共空間づくりの可能性を検討します。

II 各論

●公共施設の種類と色彩基準

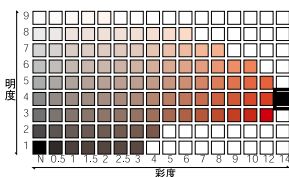
このガイドラインが対象とすべき公共施設の一例を示します。また、自然景観となじみやすい色彩4色を「景観基調色」として定め、あらゆる公共施設での活用を検討します。

参照ページ	分類	その他の公共施設の一例
1 土木工事全般	車道・歩道・散策路	縁石、河川区域内遊歩道、駐車場
	擁壁・法面	堰堤、法枠、護岸、トンネル
	橋梁等	歩道橋、ペデストリアンデッキ
	街路樹・緑地	植栽帯
2 公園・緑地	公園施設	ベンチ、水汲み場、遊具、噴水、休憩所、パーゴラ、藤棚
	緑地	街路樹、植栽帯
3 公共建築物	公共建築物	設備配管、雨水配水管、敷地内の外灯・外構フェンス・門
4 工作物・安全施設	鉄塔・鉄柱・煙突等	高圧線鉄塔、鉄柱、アンテナ、電柱、煙突
	防護柵	ガードレール、柵、フェンス、手すり、チェーン、仮囲い
	安全設備	反射鏡（カーブミラー）、車止め、ポール、反射板（デリネーター）、バリケード、ネット（ごみ、防球、安全、鳥よけ等）
	工作物	物見塔、モニュメント、記念碑、サイロ、高架水槽、ストリートファニチャー
	設備類	街路灯、防犯灯、無電柱化関連機器、水道施設、下水道施設（水流門、タンク）
5 公共サイン	公共サイン	広告板、案内板、表札、横断幕、のぼり旗、イベント看板

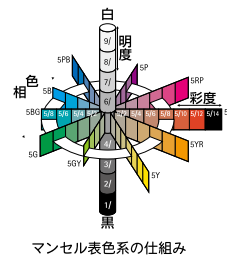
【色彩豆知識】

日本工業規格（JIS）による「マンセル表色系」では、色相、明度、彩度の色の三属性を尺度化し、全ての色彩を表すことができます。

- ・色相…赤R・黄Y・緑G・紫P・黄赤YR・黄緑GY・青緑BG・青紫PB・赤紫RPの10色相です。
- ・明度…色彩の明るさを表します。完全な黒を明度0とし、完全な白を明度10としています。
- ・彩度…色の鮮やかさを表します。無彩色を0とし、鮮やかなほど数値が大きくなります。



この色は
「ごあーる よん の じゅうよん」
5R 4 / 14
色相 明度 彩度
と読みます。



【景観基調色】

グレーベージュ（10YR6.0/1.0）を基本とし、周囲の景観に応じて4色を使い分けます。

〈マンセル値〉 〈日本塗料工業会の色票番号〉

グレーベージュ
10YR6.0/1.0

19-60B

ダークブラウン
10YR2.0/1.0

19-20B

ダークグレー
10YR3.0/0.5

19-30A

オフホワイト
10YR8.5/0.5

19-85A

*色見本帳で実際の色彩を必ず確認してください。



1 土木工事全般

幹線道路や生活道路、歩道、散策路などの機能を確保しつつ、地域の景観特性に応じた快適で親しみのある道路空間や河川空間の創造を目指します。

分類	配慮事項	
車道・歩道・散策路	<ul style="list-style-type: none"> ■ 色彩・舗装パターン <ul style="list-style-type: none"> ・色相 7.5YR ~ 2.5Y の明度 6 以下、彩度 3 以下を基本とし、全体を YR 及び Y の色相で構成するようにします。 ・ユニバーサルデザイン、カラーバリアフリーにも配慮します。 ■ 舗装素材 <ul style="list-style-type: none"> ・緑地となじみやすい洗い出し舗装（自然石）などの使用に努めます。 ■ 樹蓋・マンホール <ul style="list-style-type: none"> ・化粧樹蓋を使用し、色彩は YR 色相のものとしします。 	 <p>タイルや舗装も色彩を確認</p>
擁壁・法面	<ul style="list-style-type: none"> ■ 素材・仕上げ形態 <ul style="list-style-type: none"> ・自然石や RC、コンクリート二次製品等、安全な構造の素材を使用し、化粧や凹凸、擬岩仕上げ等により圧迫感を軽減します。 ■ 緑化による修景 <ul style="list-style-type: none"> ・緑化ブロックの使用に努め、擁壁や土留への緑化を推進します。 	 <p>緑化修景された擁壁</p>
橋梁等	<ul style="list-style-type: none"> ■ 色彩 <ul style="list-style-type: none"> ・10YR6.0/1.0、10YR2.0/1.0 などの低彩度のものとしします。 ■ 形態 <ul style="list-style-type: none"> ・周囲の景観との調和を図るとともに、主要な視点場を想定し、量感や圧迫感を軽減する橋梁形式としします。 ■ 高欄のデザイン <ul style="list-style-type: none"> ・具象的なモチーフや無秩序なモニュメントは避けます。 	 <p>景観配慮色の橋梁</p>
街路樹・緑地	<ul style="list-style-type: none"> ■ 街路樹の配置 <ul style="list-style-type: none"> ・両側の街並みとのつながりや一体感を創出します。 ・個人住宅の生垣や植栽との景観の連続感を創出します。 ■ 推奨樹種 <ul style="list-style-type: none"> ・秦野市まちづくり条例に規定する「推奨樹木」の植栽に努めます。 ■ 維持管理 <ul style="list-style-type: none"> ・市民団体や地域住民との協働による維持管理を推進します。 	 <p>地域住民による維持管理が行われている植樹帯</p>

幹線道路と生活道路

道路の計画・設計では、その道路の性格をとらえる必要があります。自動車や自転車、歩行者の通行の利便性を重視する「幹線道路」と市民の日常生活で利用されている「生活道路」では、創出すべき景観も異なります。生活道路の整備では、住環境の維持という視点で、歩行者の目線に立ち、歴史や言い伝えにも配慮した整備が必要です。

市内の本町地区には、「醍醐みち」「大正通り」「親不孝通り」など、昔ながらの通りの名称が残り、これらの「小径（こみち）」は、地域住民の重要な動線となっています。



「おしゃれ小径」として整備された生活道路



◎親水空間を配置し、「潤い」の空間の演出と景観に配慮された市役所前の歩道



◎道路管理者との協定によって地域住民が積極的に維持する花壇



◎化粧仕上げと植栽による自然の修景が進むトンネル抗口（大井町）



◎地域住民による維持管理が行われる植樹帯と美しい桜並木が続く県道



◎防護柵や照明塔等の設備も一体的に整備された幹線道路



◎化粧仕上げを行っているものの、さらに検討したい法面の仕上げ



◎「御師^{おし}の里」として親まれる蓑毛地区の生活道路



◎地域住民の重要な動線となる生活道路



△無機質な東名高速道路の防音壁



△慎重に検討したい橋梁の色彩（江東区）



◎機能に着目し、すっきりとした橋梁

2 公園・緑地

スポーツ・レクリエーション活動の場や身近なオープンスペースとして公園の整備を推進するとともに、市街地に残る貴重な緑地の保全と新たな創出に努めていきます。

分類	配慮事項
公園施設	<ul style="list-style-type: none"> ■ 色彩 <ul style="list-style-type: none"> ・ 10YR6.0/1.0、10YR2.0/1.0 を基本とした景観基調色を使用します。 ・ 遊具の色彩は利用者や地域住民にとって親しみやすいものとし、安全性や視認性も考慮します。 ■ 素材・仕上げ形態 <ul style="list-style-type: none"> ・ 自然景観の中で突出しないよう配慮します。 ・ 自然素材の使用に努めます。 ■ 立地場所のルール <ul style="list-style-type: none"> ・ 周囲の景観に溶け込む配置とします。 ・ 稜線上や尾根部分、山頂などへの立地を避け、眺望景観を確保します。
緑地	<ul style="list-style-type: none"> ■ 配置パターン <ul style="list-style-type: none"> ・ 公園施設では、高木、中木、低木を組み合わせ、効果的に配置します。 ■ 推奨樹種 <ul style="list-style-type: none"> ・ 秦野市まちづくり条例の「推奨樹種」を基本に背景の山並み景観に合った雑木を配置します。



魅力あふれる公園の整備

はだのエコスクール

南小学校4年生の児童を対象にした「はだのエコスクール」。今泉名水桜公園において、公園から見える景観や公園施設の色彩の学習を行っています。公園施設の整備では、児童の豊かな色彩感覚を取り入れることも考えられます。



公園での色彩の学習

地域景観拠点～水無川の「散策路」と「花壇」～

市街地の中央にあり、秦野駅や市役所、中央運動公園などの公共施設に面する水無川は、水辺に沿って広がるみどりを気軽に楽しむことができ、市民憩いの場として人気が高まっています。富士山や丹沢山塊への眺望も良く、散策路には市民の手づくりによる花壇もあり、四季それぞれの草花が楽しさを添えています。



散策路の手づくり花壇

剪定の基本（秦野市景観まちづくりアドバイザー：玉崎弘志さん）

樹木を植えたものの、気になるのが維持管理。剪定のポイントを伺いました。

- ・ 樹木は、幹や枝振りが見えるように剪定する。
- ・ 内側の葉にも光が入るように枝を切る。
- ・ 外に広がっていない（内側に伸びている）枝は切る。
- ・ 切ったところが見えないように枝を切る。



剪定にもポイントがあります



◎市民活動により維持管理された花壇が映える水無川緑地



◎緩衝帯としての役割と同時に「憩い」の場となった東名ハイウェイパーク



◎歩道との境界を開放し、気軽集える沿道のポケットパーク



◎施設や緑地の配置も総合的に検討され、文化、スポーツ、レクリエーションの拠点となる大規模公園



◎眺望を楽しめる場所に設置された自然素材のベンチ



△塗り替え前の遊具 (八王子市)



東京都八王子市で行われた市民参加のワークショップでは、公園の葉の色に合わせた色彩で遊具を塗り分け、周囲の景観に合うものになりました。資料提供：吉田 慎悟さん（秦野市景観まちづくりアドバイザー）



◎公園内の自然物が季節に応じて持つ色を抽出して塗り替えた遊具 (八王子市)



◎市民の憩いの場として維持されている立野緑地

3 公共建築物

公共建築物は、多くの市民に利用され、親しまれています。まち並みの景観イメージを形づくる重要な要素として、また、山並み景観を眺望できる場所として、地域の特性も活かした整備に努めます。

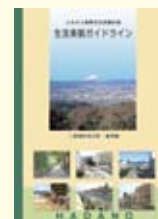
分類	配慮事項
公共建築物 (設備配管や雨水配水管、敷地内の外灯・外構フェンスの色彩なども含む)	<ul style="list-style-type: none"> ■ 色彩 <ul style="list-style-type: none"> ・ 外壁及び屋根の色相は YR ~ 5Y とし、明度と彩度は次のとおりとします。 外壁…明度 3 以上 8 以下、彩度 4 以下 屋根…明度 7 以下、彩度 4 以下 ・ 必要に応じて、単色ではなく明度差 1.5 以上のアクセント色を採り入れます。 ・ 基準内の色彩であっても、周囲の景観に配慮した最適な色彩を選択します。 ■ 形状 <ul style="list-style-type: none"> ・ 丹沢山塊の山並みや盆地の特性を生かし、勾配屋根を使用します。 ■ 威圧感の軽減 <ul style="list-style-type: none"> ・ 壁面に凹凸をつけたり、各施設を前後にずらして変化をつけます。 ・ 建物外周部へ植栽を配置するとともに、屋上緑化や壁面緑化を推進します。



山並みに合う勾配屋根

生活美観ガイドライン①景観形成方針・基準編

景観法に基づく景観計画「ふるさと秦野生活美観計画」の内容をイラストで具体化した「生活美観ガイドライン①景観形成方針・基準編」。市内で建築行為等を行う事業者や設計者に配布し、設計に採り入れるよう指導しています。公共施設は民間事業者の模範となるべきものです。民間事業者を先導する立場としても、植栽の配置や外構のデザイン、駐車場の配置等について、このガイドラインを参照し、設計に採り入れることが必要です。



生活美観ガイドライン①

思い出をつなぐ一愛着のある景観を次の世代へー

市民と行政が生活に根ざした景観まちづくりの考え方を共有するためのツールとして、「生活美観手引書」を作成し、「生活美観」の考え方を普及・啓発する研究会では、秦野の伝統的住まいや昔の面影を採り入れている市内の住宅などを調査しました。公共建築物でも、特に増改築などの計画・設計においては、以前の素材や意匠の一部を採り入れる等、効果的な景観づくりが期待されます。



昔の面影を採り入れる

公共施設演出術

ちょっとした配慮がまちの景観を向上させます。例えば、植栽や花の演出で既存の公共建築物の景観も大きく変わります。維持管理がしやすい種類を選び、さらに施設を利用する市民団体などとの連携を図ることによって、継続的にしかも簡単に効果的な演出を行うことができます。



竹を使った演出



◎以前の木造校舎の雰囲気を残す
本町小学校



◎勾配屋根がやわらかな印象を与える
消防署



◎景観まちづくりアドバイザーの助言・
指導を採り入れ、景観に配慮して塗り
替えられた幼稚園



◎植栽で駐車場を隠すように配慮がされた
公民館



◎勾配屋根が背景の自然景観と調和する表丹沢野外活動センター



◎山小屋風の落ち着いたたたずまいが市民に
親しまれている図書館



◎ログハウス風に修景された
電話ボックス（江東区）



◎見た目にも清潔な印象を与える
公衆トイレ



◎まちの玄関となり、観光客にも好印象
を与える駅舎

4 工作物・安全施設

大規模な建造物・鉄塔・煙突等は、背景の山並みの自然環境やまち並みと調和したものとします。また、工作物や設備類についても、景観に配慮することによって施設の総合的な景観形成を目指します。

分類	配慮事項
鉄塔・鉄柱・煙突等 ・高圧線鉄塔 ・鉄柱 ・アンテナ ・煙突 等	<ul style="list-style-type: none"> ■ 色彩 <ul style="list-style-type: none"> ・10YR6.0/1.0 を基本とした景観基調色を使用します。 ・ステンレスなど、輝度が高い素材や仕上げは避けます。 ■ 高さ・形状 <ul style="list-style-type: none"> ・携帯電話等の電波塔の高さは20 m以下とし、コンクリート柱または鋼管柱型とします。 ■ 立地場所のルール <ul style="list-style-type: none"> ・周囲の景観に溶け込む配置とします。 ・稜線上や尾根部分、山頂などへの立地を避け、眺望景観を確保します。
防護柵 ・ガードレール ・柵 ・フェンス ・仮囲い 等	<ul style="list-style-type: none"> ■ 色彩 <ul style="list-style-type: none"> ・10YR6.0/1.0、10YR2.0/1.0 を基本とした景観基調色を使用します。 ■ デザイン <ul style="list-style-type: none"> ・具象的なモチーフや無秩序なモニュメントは避けます。
安全設備 ・反射鏡・車止め ・安全ネット ・急傾斜地崩壊対策 等	<ul style="list-style-type: none"> ■ 色彩 <ul style="list-style-type: none"> ・10YR6.0/1.0、10YR2.0/1.0 を基本とした景観基調色を使用し、設備を設ける建築物等と調和させます。 ・他法令等の規定がないネット等は、彩度の低いものを使用します。
工作物 ・モニュメント ・ストリートファニチャー	<ul style="list-style-type: none"> ■ 色彩 <ul style="list-style-type: none"> ・10YR6.0/1.0、10YR2.0/1.0 を基本とした景観基調色を使用します。 ■ 立地場所のルール <ul style="list-style-type: none"> ・市街地から眺望されることを意識し、稜線上や尾根部分、山頂などへの立地を避けます。 ・ストリートファニチャーは周囲の景観と調和した場所への立地とします。
設備類 ・街路灯、防犯灯 ・上下水道施設 等	<ul style="list-style-type: none"> ■ 色彩 <ul style="list-style-type: none"> ・10YR6.0/1.0、10YR2.0/1.0 を基本とした景観基調色を使用します。 ■ 立地場所のルール <ul style="list-style-type: none"> ・公道や敷地外からの見え方に配慮し、適切な場所に設置します。 ■ 緑化による修景 <ul style="list-style-type: none"> ・維持管理に支障のない範囲で緑化等により修景し、設備類を隠します。



10YR6.0/1.0 の色彩の鉄塔



景観を阻害するモチーフ

注意喚起に必要な色って？

「安全施設＝注意喚起＝黄色」というのは暗黙の公式のようなもの。もちろん、安全第一ですから、視認性にすぐれた色彩を使用することは差し支えありません。しかし、いま一度、本当にその色彩が必要なのか考える必要があります。例えば、同じ「黄色」でも、彩度を少し低くしたり、使う部分を限定するだけで景観になじんだ施設を整備することが可能です。



配慮すべき黄色の使用

* 自然公園区域内及び国定公園区域内への設置は、神奈川県での許可が必要な場合があります。この場合、色彩については、さらに厳しい独自の基準を設けている場合がありますので、必ず県担当課へ確認してください。



○10YR6.0/1.0の色彩を使用し、景観配慮された高圧線鉄塔



○10YR6.0/1.0の色彩を使用した鋼管柱型の電波塔



○10YR6.0/1.0の色彩を使用し、景観配慮された構造物



○10YR2.0/1.0 色彩のガードレール



○10YR2.0/1.0 色彩のものに木板を装飾し景観配慮されたガードレール



○10YR3.0/0.5 色彩のカラーコーン (京都市)



△道路の両側で統一感が必要な柵



○曲線がやわらかい印象を与えるバス停



○目的の異なる複数の設備類を共架させた機能的な鉄柱 (浦安市)



○機能的に修景されたゴミステーション (川崎市)



○10YR3.0/0.5 色彩のごみ入れ (京都市)



△原状回復すべき植栽等による修景計画が求められる急傾斜崩壊対策工事

5 公共サイン

公共サインは、市民を適切に案内・誘導する目的をもった公共施設です。イベント等に併い手軽に設置できるものも、美しく、分かりやすいサイン整備を促進していきます。また、同一箇所に設置する場合には、他部署とも相互調整し、表示の統合やデザインの統一等について検討していきます。

分類	配慮事項
公共サイン	<ul style="list-style-type: none"> ■ 立地場所・配置、緑化による修景 <ul style="list-style-type: none"> ・ 既存のサインとの統合や複数のサインの整理統合を進めます。 ・ 支柱足下部への緑化修景を検討します。 ■ 表示面積・高さ <ul style="list-style-type: none"> ・ 秦野市屋外広告物条例の基準によるものとします。 ■ 色彩 <ul style="list-style-type: none"> ・ 地色は 10YR2.0/1.0 を基本とし、秦野市屋外広告物条例の色彩基準をもとに配慮します。 ・ 蛍光色や高明度・高彩度の色使いを避け、周囲の景観と調和させます。 ■ 表示デザイン <ul style="list-style-type: none"> ・ 文字の書体は遠方からの可読性が高い角ゴシック体を基本とします。 ・ 具象的なイラストの使用を避け、シンプルな表示デザインとします。 ■ 素材・仕上げ <ul style="list-style-type: none"> ・ 地場産の自然素材（木材、自然石など）の活用を検討します。



景観配慮がされているが、少し見づらいハイキングコースの案内板

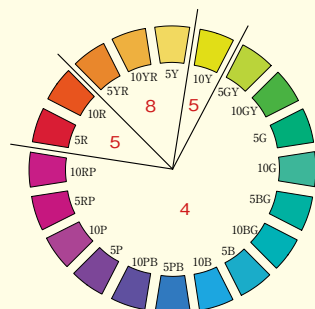
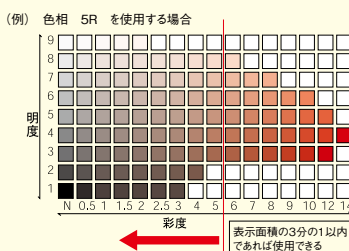
秦野市屋外広告物条例

屋外に設置するサインは「屋外広告物」です。秦野市屋外広告物条例では、行政が設置するものや公衆の利便のための公共サインは「適用除外」として、許可手続や許可基準の一部が免除されています。しかしながら、同じ場所や同じ大きさで設置する民間事業者の看板は規制されています。公共サインは許可手続なしで比較的簡単に設置できるからこそ、民間事業者を先導する役割を担っている行政が設置する広告物は、特に景観に配慮して設置する必要があります。

【色彩基準】

「表示部分の3分の1以内の部分を除き、次の色相の区分に応じ、次の彩度であること」という基準について、公共サインでは、規模に関わらず、この基準を満たす配慮が必要です。

色相が YR~5Y (5Yを含む)	彩度 8 以下
R、5Y~10Y (5Yを含まない)	彩度 5 以下
その他	彩度 4 以下



「のぼり旗」って本当に必要？

イベントなどでも大活躍の「のぼり旗」。しかし、乱雑に設置されたものは景観上好ましいものではありません。長期間経過して朽ち果て、放置されたままのものも見受けられます。簡単に設置できるからこそ、その後の適切な維持管理が求められます。また、意外にも風にはためく「のぼり旗」の表示は目に留まらないもの。効果的な公共サインを検討する必要があります。



まちに乱立するのぼり旗



◎異なる部署が所管する案内板を整理統合（京都市）



△慎重に検討したい路面への表示（江東区）



○自然素材を使用した名勝・史跡の案内板



◎木枠の装飾による景観配慮がなされた工事告知看板（真鶴町）



○距離の表示を加えて利便性も向上した案内板（横浜市）



○デザインを統一し、分かりやすい案内板（鎌倉市）



△商店会やイベントのPR看板にも景観の視点を取り入れる配慮が必要



△短期間だけ設置する横断幕も施設管理者の協力も必要な景観配慮が必要

はだの広告

← **施設入口**

会場入口 →

好ましい公共サイン例
 ・色彩…10YR2.0/1.0
 ・字体…角ゴシック体



△多様な表現が可能であるが景観への影響が大きい発光可変式広告（千代田区）



△公用車など公共財産への表示においても景観配慮が必要

問い合わせ先 神奈川県秦野市桜町 1-3-2
秦野市 都市部 まちづくり推進課
電話 0463-82-9643 (直通)

